

# 大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

## ■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税

## ■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

## ■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

## ■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。



東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索

●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索